

# One to One

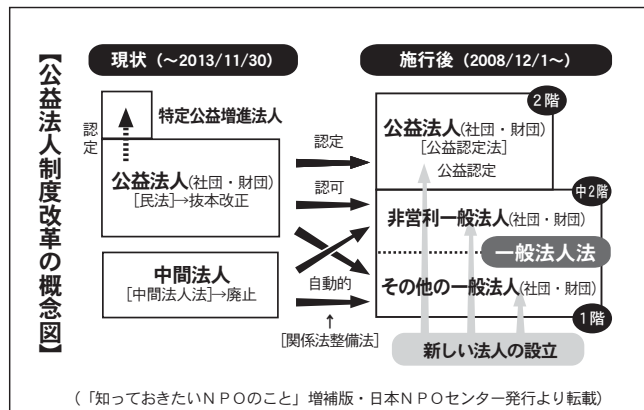
## 公益法人制度改革はNPOにも影響があるの？

今年、12月1日の新公益法人制度施行にともない、宮城県でも公益認定等委員会がスタートし、ガイドライン等が検討されようとしています。新公益法人制度とは何なのか、NPO法人にどんな影響をもたらすのか、公益法人制度改革を知る第一弾として、概要のみをご紹介します。

### ？ 新公益法人制度とは

公益法人とは、民法第34条に規定されている社団法人・財団法人のことを言いますが、今から110年程前にできた制度のため、様々な問題が起きています。そこで、2002年に抜本的改革を行うことが閣議決定され、約7年にわたり国会で論議を尽くした結果、2008年12月1日より、新公益法人制度が施行されることになりました。

改革の主な内容は、これまでの公益法人（社団・財団）と中間法人の制度を統合し、新たに一般法人（社団・財団）と、公益法人（社団・財団）の制度を創設するものです。



新制度では、一般法人（社団・財団）については、事業の公益性の有無に関わらず、登記のみで法人設立ができる準則主義を適用。さらに、一般法人（社団・財団）のうち、一定基準を満たすものについては、民間有識者による委員会（公益認定等

委員会）を経て、内閣総理大臣或いは知事が公益法人（社団・財団）を認定するというもの。5年間の移行期間を経て、現行の公益法人制度は廃止され、中間法人もなくなります。

### ？ どんな違いがあるの

下記に、3法人（NPO、一般社団、公益社団）を、法人設立や税制面で簡単に比較してみました。一般社団法人を「非営利」と「その他」に分けているのは、定款上に剰余金の分配の有無を明記しているかどうかによって、税制上の措置が違って来るからです。原則非課税（収益事業は課税）という面で、NPO法人と同じ立場にある一般社団法人（非営利）とを比較すると、税制上は同じでありながら、法人設立面では一般社団法人（非営利）の方がより簡便なことが分かります。従って、これから法人格を取得して活動したいと考えている人たちにとって、どちらの法人を選択するか大いに迷うところです。中には、NPO法人を解散して、一般社団法人を選択する団体も出現するかもしれません。

しかし、どの法人を設立するにしろ、どんな理念を持ち、どんな目的をもって活動していくか、市民を巻き込んだ組織づくりを目指すのか、収支はどうするか等、団体内でよく話し合い、自分たちの組織に合った法人を選んでいくことが重要です。

一方、市民は、法人の形態にとらわれず、その団体が日頃どんな活動をしているのか、その活動実態を見極め、評価（信頼）していく姿勢が重要になっていくことでしょう。制度の詳細は、行政改革推進本部のホームページ <http://www.gyokaku.go.jp/> をご覧ください。

### 【3法人の比較】

	NPO法人	一般社団法人	公益社団法人
		非営利	その他
法人設立	内閣府または行政庁が認証	準則主義（法務局に登記）	内閣府または行政庁による公益認定等委員会が認定
目的・事業	17分野の事業において、不特定多数の者への利益の増進に寄与	制限規定はなし	23分野の事業において、不特定多数の者への利益の増進に寄与
社員・財産額	10名以上の会員（社員） 財産0からのスタート可	2名以上の社員。 財産0からのスタート可	一般社団法人になり、認定を受ける
監督	行政庁による改善命令・認証取消	裁判所による解散命令	内閣府または行政庁による勧告・命令・公益認定の取消
剰余金配分	不可	不可	不可
税制	原則非課税（収益事業は課税）	定款に分配しないことを明記している場合、 <b>原則非課税</b> （収益事業は課税） 定款に分配しないことを明記していない場合、 <b>原則課税</b> （全所得課税）	原則非課税（収益事業は課税）
寄付等の税制優遇	なし（認定NPO法人は優遇あり）	なし	寄付金控除、みなし寄付金制度あり

## 残暑!でも、もう初秋です。

まだ暑いのに暦では、8月7日は立秋。その先も、8月23日は処暑、9月7日は白露、9月23日は秋分と、あっという間にどんどん秋が深まって行きます。

この時期、秋に開催されるNPOのための講座情報が集まっていますので、まとめてお届けします!

**名取市 主催 NPO寺子屋2008**  
 「名取まち歩きからまちづくりへ」

名取で活動している団体と街を歩きながら、歴史や意外な発見探しをしてみよう。

あらためて眺めてみると、新しい名取が見えてきます。交流を深めながら新しい地域ビジョンを考えてみませんか?

日時：9月13日(土) 13:30~16:30

会場：名取市市民活動支援センター  
1F会議室3ほか支援センター周辺

講師：加藤哲夫さん  
(NPO法人せんだい・みやぎNPOセンター代表理事)

参加費：無料

問合せ：名取市市民活動支援センター  
TEL：022-382-0829 FAX：022-382-0841

**多賀城市 主催**
**NPOいちから塾**  
 ~市民活動って何?

近ごろ、よく耳にする「NPO」ということば。実は、住みよい地域や社会にするために欠かせない大切なキーワードなのです。一人ひとりの市民が力をあわせて、地域の課題を解決するために活動する団体こそが、NPO。このNPOは、町内会・自治会や生涯学習団体などとともに、多賀城のコミュニティの新しい力になることが期待されています。この塾では、活動事例を紹介しながらNPOの基礎を短時間で「イチから」お伝えします。

日時：2008年8月~2009年2月の間、月1回の開催

第1回 8月22日(金) 19:00~20:30

第2回 9月20日(土) 13:30~15:00

第3回 10月21日(火) 19:00~20:30

会場：多賀城市市民活動サポートセンター

講師：NPO法人せんだい・みやぎNPOセンタースタッフ

対象：各回15名程度

参加費：資料代として500円

内容：NPOの基礎知識、具体的な活動事例の紹介など

問合せ：多賀城市市民活動サポートセンター

TEL：022-368-7745 FAX：022-309-3706

E-mail：tagajo@sapo-sen.jp

# NPO法人関係書類の縦覧・閲覧とは?

NPO法に、「NPO法人は自分たちの活動を広く公開し、市民の信頼を得て、市民の手によって育てられるべきである」という、ほかの法人制度には見られない情報公開の定めがあります。NPO法人関係書類の縦覧・閲覧は、その定められた情報公開のひとつです。

## 縦覧

縦覧とは、定款や役員名簿、設立趣旨書、事業計画書や収支予算書が、法人設立申請があった日から2か月間公開されることで、市民は法人設立申請をした団体に関する情報を確認することができます。その中に、NPO法に抵触するものがあれば、所轄庁の担当部署に情報提供することも可能です。その情報をもとに、担当部署は必要に応じて状況を確認。その後の審査を経て、認証・不認証が決定されます。

同様に、すでに設立されているNPO法人であっても定款変更や合併の際には、関係書類の縦覧期間が設けられます。

▼平成20年8月12日現在、縦覧期間中(新規申請)の団体

団体名	所在地	活動内容
あそびの杜	仙台市宮城野区	保育園運営事業区
鳴子の米プロジェクト	大崎市	鳴子の米の作り手と支え手のネットワークづくり、鳴子の食の開発・提供等
ロージーベル	仙台市青葉区	子どもの更生支援に関する事業
里山ひろば	山元町	未利用資源の有効利用による体験学習の場づくり等
日韓後継者育成交流会	気仙沼市	言語教育、人材育成支援、国際間人材マッチング、国際交流支援等
グレープGrapes	仙台市青葉区	介護事業、有償ボランティア活用による高齢者生活労働支援事業

## 閲覧

閲覧とは、認証されたNPO法人の定款のほか、提出が義務付けられている事業報告書や会計関係書類等を見ること。事業年度終了後3か月以内に県に報告しなければいけないので、法人設立した全ての団体の報告関係書類等が閲覧できます。

宮城県の場合、縦覧・閲覧ができるのは、NPO活動促進室、みやぎNPOプラザ、県内6か所(大河原、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼)の宮城県合同庁舎・県政情報コーナーの8か所。窓口で、閲覧したい法人名の記入などの簡単な手続の後、所定の場所で縦覧・閲覧ができます。書類の持ち出しや貸出はできませんが、写しの交付は行われています。(みやぎNPOプラザでは、スタッフ立ち会いのもと、コピーを取ることができます。)

みやぎNPOプラザでの縦覧・閲覧は、特定の団体の活動内容などを調べたい方、法人申請するために書類を参考にしたい方、県内NPO法人の全体的な状況を知りたい方などに活用されています。しかし、「縦覧をしたい」という方は閲覧に比べて非常に少ないのが現状です。NPO法人は行政による監督ではなく、市民によってその適格性をチェックされるのが本来の姿。閲覧に併せてぜひ縦覧もご活用ください。

※宮城県内のNPO法人、設立認証申請中(縦覧中)の団体一覧は、NPO活動促進室のホームページに掲載されています。

## 登米市主催 地域次世代リーダー養成講座

登米市では、市民と行政との協働で地域の様々な課題を解決していくよう、協働のまちづくりや市民活動の推進役となる次世代リーダーの育成を目的に下記の講座を開催します。

**対象**：登米市に住む20歳以上の市民で、市民活動や地域づくりに意欲のある方。基本的に全講座受講可能である方。

**定員**：36人（各町域4人程度。申込多数の場合は抽選になります。）

**内容**：地域づくりや市民活動の基本的な知識、コミュニケーションスキルに関する講義・演習。

**期間**：9月から平成21年3月まで（毎月開催の全10講座）

**会場**：迫公民館、中田農村環境改善センター

**受講料**：無料（教材費は受講者の負担）

**募集締切**：8月29日（金）まで

**申込方法**：各総合支所地域生活課備え付けの申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールで申込み。

**申込先**：各総合支所地域生活課、または企画部市民活動支援課

※全講座を受講された方には修了証書を交付いたします。  
（都合により欠席した講座は研修ビデオ等でフォローアップ予定。）

登米市企画部市民活動支援課市民参画支援係

電話：0220-22-2173 FAX：0220-22-9164

E-mail：shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

## 宮城県主催 NPOマネジメント・セミナー

県内のNPOが活動を継続していくために欠かせないのは、人、資金、事業企画、そして行政との協働などです。これからNPOが力をつけて活動を続けていくことを期待して、毎年開催しているNPOマネジメント・セミナーも5年目となりました。

今年は県内10か所で18講座を開催します。

まず皮切りに、各地のNPO支援センター・スタッフを対象とした1日セミナーが開催されます。

**日時**：9月12日（金）10：00～16：00

**会場**：みやぎNPOプラザ

**講師**：早瀬昇さん（社福）大阪ボランティア協会専務理事・事務局長

それに続いて10月から石巻・大崎・登米・栗原・気仙沼・大河原・白石ほか2か所で「資金集め」「会計」「企業の社会貢献」「広報」「会議の合意形成」「行政とNPOの協働」をテーマとしたセミナーを開催します。詳しくは、まもなく「みやぎNPO情報ネット」<http://www.miyagi-npo.gr.jp>に掲載しますので、お待ち下さい。

**問合せ**：NPO法人社の伝言板ゆるる事務局 担当：牧野

TEL：022-791-9323 FAX：022-791-9327

E-mail：npo@yururu.com



# メディアを使った情報発信のコツ

私たちの活動やイベントを多くの人に知ってほしい。そんな時は、パブリシティ（＝お金をかけずに、新聞やTVなどのメディアに積極的に情報を提供し、記事や番組で取り上げてもらうよう働きかけること）を上手く活用してみませんか？メディアに自分たちの企画を取り上げてもらうためのコツを紹介します。

### 企画内容

メディアに取り上げられやすいのは、「意外性」のあるもの、社会に広く知らせる「必要性」のあるもの、時代や季節にマッチしている「時代性」のあるもの、多くの第三者の共感が得られる「社会性」のあるもの等です。NPOならば、少なくとも「必要性」と「社会性」の2つは持っていたいところです。このことを踏まえて自分たちの企画を見直し、より多くの人の共感が得られる面を前面に出してPRすると記者の目に留まりやすくなります。

- ☑ 意外性
- ☑ 必要性
- ☑ 時代性
- ☑ 社会性

### 書き方

タイトルは企画名そのものではなく、「この企画によって何がどう変わるか」を書くといいでしょう。本文には5W1Hを漏れなく記入します。特にWhy「なぜ」の部分をしっかり記入して、企画の社会性・必要性をアピールしましょう。「拝啓」などの挨拶文は付けず、シンプルで分かりやすく心をこめて。企画の特徴を説明する文章を、そのまま記者が引用して記事に使えるような書き方をする、イベント会場までの地図を添えるなどの心遣いも有効です。

### 送る

TVやラジオに送る際は、局宛てではなく番組やコーナー宛てに送ります。ただし同社・同局内で複数の送り先に送るのはマナー違反です。窓口は1つの部署にしましょう。また、封書では開封されずに放置されたまま…という可能性もあります。編集者の目につきやすい、FAX・メールを有効に使って情報を送りましょう。（画像を添付する場合には見やすい大きさを意識する。）

### 取材

取材を受ける際のポイントは、訊かれたことにシンプルかつ要領よく答えることです。もしアピールしたい点を記者が訊いてくれないときは、こちらからその旨を伝えて構いません。

企画終了後は取材してくれた記者に「おかげでこれだけ人が集まりました」等事後報告すると、印象がぐっと良くなり次につながります。

記者も自分たちもお互いに気持ちよく仕事ができるように心配りするのが基本です。その上でプロジェクトに懸ける熱い思いをしっかりと記者に伝えれば、メディアに取り上げてもらえるかもしれません。

NPOイベント講座

## 思いから形へ NPO法人設立講座

- 日 時：9月11日（木）13:30～15:30
- 会 場：みやぎNPOプラザ 第2会議室
- 講 師：宮城県環境生活部NPO活動促進室 職員  
大久保朝江さん  
(NPO法人杜の伝言板ゆるる代表理事)
- 対 象：NPO法人の設立を考えている方、関心のある方
- 定 員：20名（先着順）
- 資料代：無料

専門相談会

### ■労務相談

相談対応：社会保険労務士 猪狩慎一さん  
8月21日(木)・10月16日(木)

### ■会計・税務相談

相談対応：税理士 平野由紀子さん  
8月22日(金)・9月26日(金)

### ■法人設立・運営相談

相談対応：NPO法人杜の伝言板ゆるる  
代表理事 大久保朝江さん  
毎週水曜日

- 時間：13:00～17:00
- 定員：各3団体（相談時間：1団体1時間程度）  
※事前予約が必要です。（申込締切：開催日の6日前）

ボランティア情報サロン

## ミドル&シニアのための NPO・ボランティア情報サロン

「退職後はボランティアをしてみたい!」「何か社会に貢献してみたい」でも実際にどうやって活動すればいいの? そんな疑問にお答えする「NPO・ボランティア情報サロン」を開催します!  
実際にボランティア活動をしている方の生の声が聞けるいいチャンス。ボランティア活動は「やってみてほしい気持ち」があれば、誰にでもできるもの。あなたの想いを活かせる活動が必ずあります。この機会に見つけてみませんか?  
お友達、ご夫婦での参加も是非、どうぞ!

- 日 時：8月23日（土）14:00～16:00
- 会 場：みやぎNPOプラザ 交流サロン
- 参加費：500円
- 今月お話し下さる方  
**荒木泰明さん**（おもちゃ病院チャチャチャサークル・代表）  
次回は9月20日(土)、10月19日(日)に開催します。

#### 【共通事項】

- 申込：要予約。所属団体名・参加者氏名・連絡先・電話/FAX番号・質問事項などをご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい。
- 主催：宮城県（みやぎNPOプラザ）
- 企画・実施：特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

みやぎNPOプラザ TEL:022-256-0505  
FAX:022-256-0533

## 事務局 入居団体募集中!!

NPOや市民活動団体の皆さんに、活動拠点になる事務局をお貸しします。定期的に募集するものではありませんので、この機会をお見逃しなく!

### ●募集施設および募集団体数

#### 事務局・大

約18㎡  
月額18,000円  
募集数：1団体  
【期間】平成20年10月1日～  
最長3年

#### 事務局・中

約9㎡  
月額9,000円  
募集数：1団体  
【期間】平成20年10月1日～  
最長3年

#### 事務局・小

約4㎡  
月額4,000円  
募集数：1団体  
【期間】平成20年11月1日～  
最長3年

### ●申込方法

必ず「募集要項」の応募団体の要件、入居後の使用条件、選考の方法などの詳細をご確認のうえ、所定の申込書と必要書類を併せて、みやぎNPOプラザまでご持参ください。

※募集要項・申込書はみやぎNPOプラザ窓口、宮城県NPO活動促進室などで配布します。またインターネット(<http://www.miyagi-npo.gr.jp/>)からもダウンロードできます。

### ●使用開始までのスケジュール

- ・募集（申込）締切 8月29日（金）
- ・公開ヒアリング・選考 9月5日（金）

### ■新規のNPO法人認証団体（平成20年6月～平成20年7月末日まで）

団体名	所在地	活動内容
中本誠司現代美術館	仙台市青葉区	美術館の運営及び表現の場の提供
大輪の郷松島	松島町	グループホームの運営等
コスモス企画	仙台市青葉区	地球温暖化対策及びバイオサイエンスの振興に関する事業
有料老人ホームグループリビングひなた	登米市	老人ホームの運営等
宮城県認知症グループホーム協議会	仙台市宮城野区	認知症高齢者のグループホームケアなど各種研修事業、調査・研究結果の発表及び会誌等の発行、認知症高齢者のケア・サービス向上のための調査・研究等
みやぎ事業再生・承継支援の会	仙台市青葉区	専門家の助言による経営上の諸問題の解決を通じて経済活性化を図る事業

One  
to  
One

発行日：2008年8月15日  
発行：宮城県民間非営利活動プラザ  
編集：特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5  
TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533  
e-mail:npo@miyagi-npo.gr.jp  
URL:http://www.miyagi-npo.gr.jp

2008  
AUGUST  
vol.45

「One to One」は、県内各地でのさまざまなNPO活動により、ひととひとが信頼でつながって、よりよい市民社会が形成されるよう願いを込めたニュースレターです。